

2 申請に係る子				
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
	その他言語 (あれば)	言語	姓	ミドルネーム (あれば) 名
別名 (あれば)	フリガナ 姓	名		
生年月日	年	月	日	
国籍			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
連れ去り、留置 前の常居所	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
	子が常居所に居住していた期間、その他特記事項があれば記載してください。			
現在の 住所又は居所 (判明していれば)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+	() - (0)	- -
携帯電話番号	国番号	+	() - (0)	- -
ファックス番号	国番号	+	() - (0)	- -
電子メールアドレス	@			
旅券情報 (保有する全ての旅券の情 報を記載してください。)	発行国	番号	有効期限 年 月 日	
身分証明書情報 (旅券情報を記載でき ない場合のみ)	身分証明書の種類	発行国及び発行機関	番号	有効期限 年 月 日
身体的特徴	身長	体重	髪の色	目の色
	その他			
その他、所在を 特定するために 有用な情報	例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物 (氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との関係)、 通っている可能性のある保育所、幼稚園、学校、病院等			

4 子の常居所地国の法令に基づき申請者が子についての監護の権利を有し、かつ、子の連れ去り又は留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項			
子の常居所地国の法令に基づき、申請者が子についての監護の権利を有していることに関する説明	根拠法令 法律名		条文番号
	説明		
子が連れ去られ、又は留置された年月日、場所及び状況	年月日	年	月 日
	場所：国名	具体的な場所	
	状況		
監護の権利が侵害されている状況	例：子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、子を返さないという意思表示があったかどうか等		

6 その他				
係争中の 民事手続	日本 国内	裁判所名	事件番号等	
		詳細		
	日本 国外	国名	裁判所名	事件番号等
		詳細		
刑事訴追の有無	<input type="checkbox"/> 子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居していると 思料される者は刑事訴追されている。(該当する場合、詳細を記載) 国名 詳細			
	<input type="checkbox"/> 刑事訴追されていない。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
所在の特定	<input type="checkbox"/> 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 <input type="checkbox"/> 中央当局による所在の特定を必要としていない。			
中央当局が 講ずべき措置 (子の日本国から の返還援助申請 の場合のみ)	<複数選択可> <input type="checkbox"/> ① 合意による子の返還の実現を目指すため、中央当局から、子と同居している者に 連絡を取り、協議のあつせんその他の必要な措置を講ずることを希望する。 <input type="checkbox"/> ② 裁判所への申立てによる子の返還の実現を目指すため、子及び子と同居している 者の所在が特定された際には、子と同居している者の氏名の開示を求める。 (②のみを選択した場合、どちらか一方を選択してください。) <input type="checkbox"/> 所在の特定等に必要な範囲で、中央当局が、子と同居している者と連絡を 取っても差し支えない。 <input type="checkbox"/> 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。			
その他、中央当 局への要望等				

外務大臣殿

____年 ____月 ____日

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第8条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第4条第1項に基づき、日本国から日本国以外の条約締約国への子の返還を実現するための援助（外国返還援助）を申請します。
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第8条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第11条第1項に基づき、日本国以外の条約締約国から日本国への子の返還を実現するための援助（日本国返還援助）を申請します。